

平成 28 年 6 月 23 日
(公社) 日本監査役協会

お詫びと訂正／監査役監査実施要領の誤植について

5 月 20 日に、当協会ホームページ上に改定版を公表した「監査役監査実施要領」(月刊監査役 No.655 収録)の一部に誤植がございましたので、下記のとおり訂正いたします。皆様にはご迷惑をお掛けしますことお詫び申し上げます。

記

訂正箇所

監査役監査実施要領 用語解説 5 頁

「I-5 親会社、親会社等、完全親会社、完全親会社等、最終完全親会社、最終完全親会社等」①の部分

(誤)

① (略)

すなわち、親会社とは、おおむね、他社の議決権の 50%超を保有するか(施行規則 3③一)、又は他社の議決権の 40%以上を保有し支配力基準(自社と密接な関係にある者が所有する議決権等の合計が 50%超である、他社の取締役会等の構成員の 50%超が自社からの融資である等)のいずれかを満たす(施行規則 3③二)会社等をいう(詳細は、施行規則 3③を参照のこと)。

(以下、略)

(正)

① (略)

すなわち、親会社とは、おおむね、他社の議決権の 50%超を保有するか(施行規則 3③一)、又は他社の議決権の 40%以上を保有し支配力基準(自社と密接な関係にある者が所有する議決権等の合計が 50%超である、他社の取締役会等の構成員の 50%超が自社の役員等である、他社の資金調達額総額の 50%超が自社からの融資である等)のいずれかを満たす(施行規則 3③二)会社等をいう(詳細は、施行規則 3③を参照のこと)。

(以下、略)

- ※ 会員及び月刊監査役定期購読者の皆様には、月刊監査役 8 月号(7 月末発行予定)に、正誤表及び訂正シールを同封させていただきます。
- ※ 月刊監査役 6 月臨時増刊号(No.655)を、FAX 又はホームページを通じて購入された方には、訂正シールの準備ができ次第、送付させていただきます(7 月上旬予定)。当協会本支部の受付窓口にて直接購入いただいた方で、訂正シールを希望される際には、お手数ではありますが、本部事務局(kouhouka@kansa.or.jp)までご連絡ください。

以上